

産商商第57号

平成30年3月15日

京都駅ビル開発株式会社
代表取締役 福山 隆夫 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブ
京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町910番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

当該駐車場は周辺施設や駅の利用者等も利用が可能であることから、今後、外部要因により利用者が増加し、駐車場が不足することも考えられます。この場合は、速やかに必要な台数を確保するなど、適切に対応することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は京都中央郵便局、駅前広場及び事業所、東側は東洞院通を隔ててホテル及び事業所、西側は店舗、南側はJR京都駅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、これまでの駐車場の利用実績等について質問が出た。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、過去1年間における駐車場の利用ピーク台数を基準とした収容台数の減少であるが、変更後も指針台数を上回る収容台数を確保する計画となっている。

また、設置者から、届出以降においても駐車場の利用は減少傾向であり、加えて、パーク&ライドの利用は増加傾向にあるとの報告があった。

これらを踏まえると、変更後も収容台数の不足が生じる恐れは少ないと判断される。

ただし、当該駐車場は周辺施設や駅の利用者等も利用が可能であることから、今後、外部要因により利用者が増加し、駐車場が不足することも考えられる。この場合は、速やかに必要な台数を確保するなど、適切に対応することが望まれる。

なお、設置者においては、引き続き、公共交通機関の一層の利用促進に努めるとともに、変更の実施に当たっては、施設のバリアフリー化を進めるなど、すべての顧客に配慮した店舗運営に努めることが望まれる。